

明治の民間人が草案 五日市憲法 から学ぶ

東京・明星学園
中3の生徒たち

明治時代、大日本帝国憲法の制定前に、民間で検討された憲法の案がありました。後に「五日市憲法草案」と呼ばれるものです。国民の権利の保護など、今の日本国憲法を先取りしたような考えがみられる一方、女性の参政権は認めないといった内容も。当時の国民の考えがうかがい知れる草案を、中学校で学んだ生徒たちがいます。

(前田奈津子)

国民の権利を重視した内容

明治時代、日本で国民の自由と権利を求める運動が広まりました。政府が憲法を制定する前に、民間の人たちも、日本のあり方を示す憲法の案を考えました。その一つが、1881年につくられた五日市憲法草案です。五日市町（現・東京都あきるの市）で活動していた人たちが考えました。

1968年に、当時学生だった新井勝紘さんが、民家の土蔵の中でこの草案を発見しました。

五日市憲法草案は、全204条からなります。特徴の一つは、国民の権利を重視しているところ。45条には「国民はそれぞれの権利・自由を達成しなければならない、他から妨害してはならず、国の法律はその権利・自由の達成を保護し

なければならない」といった内容が記されています。

ただ、この憲法案が公布されることはありませんでした。1889年に公布された大日本帝国憲法は、天皇主権を基本としていて、国民は権利を「天皇から与えられる」ものとされています。

選挙権 一部除外に疑問も

東京の明星学園（三鷹市）では2025年度、中学3年生の約140人が、五日市憲法草案を学びました。社会科の小畑典子先生が歴史と関連させながら憲法を考える機会をつくりたいと、授業で取り上げました。

授業では、グループに分かれて、条文の中から、賛成できる内容と、



「五日市憲法草案」を学んだ明星学園の生徒たち。手にもっているのは、条文の内容や意見を書いたノート＝4月27日、東京都三鷹市

賛成できない内容を選んで話し合いました。賛成できるという意見が多かったのは、「国民は法の下に平等の権利を持つ」という47条です。

一方、賛成できないのは、83条。女性や障がいのある人は、選挙権を持たないといった内容です。

今年1月には、発見後に歴史学者となった新井さんから話を聞きました。

現在高1となった生徒たちは、どのように感じたのでしょうか。

中谷航季さんは五日市憲法草案について、国民が自分たちで考え

ているところがいいと考えます。

「歴史的な発見をした新井さんの話を聞いたのも感動しました」と振り返ります。

池田葵さんは、46条の「国民は、憲法が定める一定の財産と知識のある者は政治に参加し」という内容に疑問を持ちました。誰もが政治に参加できる社会がいいと考えたからです。

深澤千晴さんは授業を受けるまで、憲法のことを意識したことがなかったといいます。「今の憲法のこと、もっと知りたいと思いました」

記者が
ひとこと

明星学園のみなさんは、自分の考えをしっかりと話してくれました。授業で話し合いをすることが多く、少数意見も尊重することを心がけているそうです。一人ひとりを大切にする憲法13条の精神が身についていると思いました。（前田奈津子）